

監査報告

地方独立行政法人静岡市立静岡病院

理事長 宮下 正 様

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項および第34条第2項に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業務及び会計について監査を実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

地方独立行政法人静岡市立静岡病院監事監査規程に基づき、理事会に出席するほか、理事等からの業務運営の報告及び関係者等からの説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査については、関係帳簿書類の確認及び関係者への事情聴取等を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2 監査の結果

- (1) 業務の執行は、法令及び中期計画、年度計画に沿って適正に行われているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、法令及び諸規則に従い、業務の実施状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び法人の業務の適性を確保するための体制が、適切に整備・運用されているものと認めます。

平成30年6月25日

地方独立行政法人 静岡市立静岡病院

監事

頓津哲雄



監事

山田博久

